函館市民生児童委員協議会会長会議参加負担金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）の規定による民生委員が関係法令等に規定された任務を円滑に遂行するために，民生委員で組織された協議会（以下「民生児童委員協議会」という。）の会長に対し，会議に出席する経費を負担金として，交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　交付の対象となる者は，民生児童委員協議会の会長とする。

（負担金の額）

第３条　負担金は，各民生児童委員協議会あたり６，６８０円とする。

（負担金の請求および受領）

第４条　負担金の請求および受領については，函館市民生児童委員連合会の会長が一括行うものとする。

（支給の方法）

第５条　負担金の支給は，函館市民生児童委員連合会の会長の口座に振込により行うものとする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は,市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は，平成２５年４月１日から施行し，平成２５年度の負担金から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。